

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、その施策の一環として、東証上場以来、株主・投資家への情報開示を重視してまいりました。今後とも、迅速な情報開示を行う一方で、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、銳意改善努力を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1－2－2. 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社は、株主総会招集通知の発送につきましては、株主の皆様に議案の十分な検討期間を確保していただけるよう早期発送に努めております。また、株主総会招集通知発送の日には、株主総会招集通知の内容を東京証券取引所ならびに当社のウェブサイトで開示しております。なお、次回以降は、発送の日より前に株主総会招集通知の内容を東京証券取引所ならびに当社のウェブサイトで開示することを検討しております。

【補充原則1－2－4. 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳は行っておりません。

今後、株主構成比率等を勘案し、必要に応じて、議決権の電子行使、株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(iii) 取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社業績や経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。また、社外監査役の意見・見解等をより反映させる仕組みの導入など、更に透明性ある運営手法の検討にも着手してまいります。

(iv) 取締役および監査役候補者の指名に関しては、候補者の経験に基づく知見、的確な意思決定と監督、中長期的な企業価値向上に対する期待度などの観点から総合的に検討し、選任しております。また、社外監査役の意見・見解等をより反映させる仕組みの導入など、更に透明性ある運営手法の検討にも着手してまいります。

(v) 当社は、これまで社外取締役および社外監査役の候補者については、その者を候補者とする理由を株主総会招集通知に記載しておりますが、社内取締役および社内監査役の候補者についても、その者を候補者とする理由を株主総会招集通知に記載することを今後検討してまいります。

【補充原則3－1－2. 英語での情報の開示・提供】

当社は、英語での情報の開示・提供につきましては、今後株主構成比率の変化等を踏まえ、必要に応じて英語での情報開示の更なる充実を検討してまいります。

【補充原則4－2－1. 業績連動報酬、自社株報酬の適切な割合設定】

当社は、現在、中長期的な業績と連動する報酬ならびに自社株報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度についての検討をしてまいります。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

現時点で独立社外取締役は1名であり、豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から取締役会での助言と監督をいただいております。また、監査役3名全員が社外監査役でその全てを独立役員として届出しております。社内取締役3名に対して、独立社外取締役1名、独立社外監査役3名の計4名より、客観的な立場から助言と監督をいただいており、現体制でも、本来の目的である経営の客観的な監督・監査機能が確保されていると判断しておりますが、今後は監査等委員会設置会社への移行も視野に含めた検討を行っていく予定です。

【補充原則4－10－1. 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役等の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、指名・報酬等の検討に際しては、独立社外取締役の意見を尊重するなど、より公正で、透明性の高い検討と手続きが実施出来ることを目指した体制整備の検討を進めてまいります。

【補充原則4－11－3. 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会の果たすべき役割・責務の質の高い実現のために、各取締役の自己評価や独立役員の意見を参考にしつつ、分析・評価が実施できることを目指して、体制整備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1－4. 政策保有株式】

当社は現在、純投資目的以外の目的で保有している株式はなく、また、政策投資目的での保有の予定もないため、現時点では、政策保有株式に関する方針等は定めておりません。

今後、政策投資目的での保有を検討する場合など、必要あると判断した際には、方針の策定等検討いたします。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害するところが無いように、以下の体制を整備しております。

(1)取締役の競業取引および利益相反取引については取締役会決議事項としており、取締役会において事前承認を実施しております。

(2)取締役・監査役およびその近親者(二親等以内)との取引については、取引の有無に関する調査票を作成し、毎年定期的に全ての取締役・監査役への確認を実施しております。

(3)関連当事者間の取引については、会社法や金融商品取引法等の法令に従い、開示しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i)当社は、「全社員の成長と幸福を追求すると同時に、お客様、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げています。

この経営理念の実現に向けて、「人間として何が正しいか」を判断基準として公明正大な経営を行っていくことの重要性を説いた企業哲学である「アルチザフィロソフィ」の実践に努めています。「アルチザフィロソフィ」の実践により、すべてのステークホルダーとの相互信頼の構築や当社グループの持続的な発展、社会の健全な発展に貢献することを目指しています。

(ii)当社の取締役会は、上記の経営理念をもとに、「コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針」を定め、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たり、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現するものとしています。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び各担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役は、東京証券取引所の基準に基づき選任することとしております。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社では取締役の指名にあたっては、「人格」、「能力」、「識見」に優れ、各事業分野に精通した業務執行取締役と、豊富な経験と高い見識を有する社外取締役を選任しています。これには性別や国籍等の個人属性は一切とらわれるものではありません。取締役会の規模については、十分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人員で構成されており、定款において6名の上限を設けています。

【補充原則4-11-2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

社外取締役および社外監査役をはじめとする、取締役および監査役の他社での兼任状況につきましては、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役および監査役については、就任の際に、当社の事業内容や業務を行う上で必要と考えられる、それぞれの役割と責務について説明を行っております。また、就任後も、取締役および監査役から会社に対し要請があった場合には、その要請に沿った個別の研修を設定するほか、必要な知識向上の機会が得られるよう個々の現状に応じた機会の提供、斡旋やその費用の支援を行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主および投資家との建設的な対話に向けて、主体的かつ継続的に説明会や個別面談等の対話の機会を設けております。また、管理部門担当役員をIR活動を統括する役員とし、関連部門と連携を図り、株主および投資家との長期的な信頼関係を構築するための建設的な対話を促進する体制を整備しております。

当社は、株主および投資家との対話に際しては、適時かつ公平な情報開示に努めることを原則としております。この原則を基に、開示内容や範囲について、経営陣及び関連部門と連携のうえ決定し、インサイダー情報の管理に努めております。また、決算説明会資料等の各種開示資料については当社ホームページに掲載し、広く一般に情報を提供しております。

なお、対話を通じて得られた株主および投資家からの意見等については、必要に応じ経営陣へ報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
床次 隆志	1,987,300	20.78
有限会社エス・エイチ・マネジメント	800,000	8.37
日本証券金融株式会社	145,300	1.52
大和証券株式会社	106,500	1.11
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	82,800	0.87
川畑 智昭	75,800	0.79
床次 直之	72,800	0.76
株式会社SBI証券	70,100	0.73
竹内 秀明	68,700	0.72
楽天証券株式会社	57,900	0.61

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

- 自己株式を1,491,000株保有しております、上記大株主から除外しております。
- 上記大株主の所有株式数(株)は、平成28年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 7月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉本 守孝	学者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

[更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 守孝	○	1.東京工業大学大学院社会理工学研究科非常勤講師 2.立命館大学大学院経営管理研究科客員教授 3.一般財団法人高度映像情報センター研究主幹	社外取締役の杉本守孝氏は、株式会社東京証券取引所の定める上場管理等に関するガイドラインの要件に該当しないこと等を勘案し、社外取締役の職務執行にあたり一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役による監査の他、会社の業務及び財産の実態を監査し経営の合理化・効率化の推進等会社の経営管理に資することを目的として内部監査室と共に内部監査を実施し、業務改善提案を適宜行うことで内部統制の整備に努めております。

内部監査の際には、必要に応じ監査役及び会計監査人と情報共有の場を設け説明・報告・意見交換などを行い、緊密な連携体制の構築に努めております。

監査役監査につきましては、監査役による監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算等を、監査の開始にあたり、監査役会において協議の上、決議をもって策定し、実施しております。内部統制部門及び会計監査人とは、必要に応じ取締役及び常勤監査役を通じて又は直接、監査結果についての説明・報告を受けると共に積極的に意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査の実効性を高めております。

また、毎月開催される当社の取締役会には常勤監査役及び非常勤監査役が出席し、必要に応じてその他の重要な会議へも出席しております。会計監査人は、監査役及び内部統制部門と定期的に情報共有の場を設け説明・報告・意見交換などを行い、相互に連携を図り監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
弓場 英明	他の会社の出身者												△	
熊西 正夫	他の会社の出身者													○
三木 哲也	学者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
弓場 英明	○	弓場英明氏は、当社の主要取引先である富士通株式会社の業務執行者でありましたが、同社を3年前に退任しております。	弓場英明氏は、富士通株式会社では経営執行役上席常務を務めましたが7年前に退任し、その後就任した同社の特命顧問、常任顧問も3年前に退任していることから、経営陣に著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。 これらのことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しています。
			熊西正夫氏は、長年業界で培われた幅広い

熊西 正夫	○	株式会社シー・ツー・エム 代表取締役社長	経験とそれに裏付けられた深い見識を有しております、これまでの経験を活かした経営監視機能の強化を期待して選任しております。 また同氏は、株式会社東京証券取引所の定める上場管理等に関するガイドラインの要件に該当しないこと等を勘案し、監査役の職務執行にあたり一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定致しました。
三木 哲也	○	国立大学法人電気通信大学 特任教授	三木哲也氏は、長年業界で培われた幅広い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しております、これまでの経験を活かした経営監視機能の強化を期待して選任しております。 また同氏は、株式会社東京証券取引所の定める上場管理等に関するガイドラインの要件に該当しないこと等を勘案し、監査役の職務執行にあたり一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、取締役へのインセンティブ付与について必要性が低いことから、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前事業年度における取締役の報酬等の総額は、59百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成10年10月28日開催の第8期定期株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
また、その算定方法については、取締役報酬は取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて、社外取締役及び社外監査役の職務の執行を補助するための使用人を置くこととし、その人事については、当該社外取締役及び監査役会と事前に協議するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名により構成され、全員が社外監査役であり、1名は常勤で、2名は非常勤であります。
- ・取締役会は、取締役4名によって構成されており、少人数かつ効率的な体制を整備しております。なお、当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったこともあり、第25期事業年度末日において社外取締役を置いておりませんでした。しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年10月28日開催の第25期定時株主総会において社外取締役1名を選任いたしました。
- ・定期取締役会は、原則月1回の頻度で開催しており、経営施策の報告、検証、中長期的な経営戦略の策定を定期的に行っております。また、必要に応じて、臨時取締役会を開催しております。あわせて、意思決定のスピード向上と経営施策遂行における透明性確保の観点から、週1回の頻度で、取締役、監査役及び室長、部長等の幹部社員が出席する経営会議をおこなっております。
- ・当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当社監査役と監査法人は定期的に情報共有の場を持っており、意見交換をしております。また、実査に立ち会うなど会計監査の業務の適正性を確認しております。
- ・当社は、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化・効率化の推進等会社の経営管理に資することを目的として内部監査を実施し、業務改善提案を適宜行うことで内部統制の整備に努めております。内部監査の際には、必要に応じ監査役及び会計監査人と情報共有の場を設け説明、報告、意見交換などを行い、緊密な連携体制の構築に努めております。
- ・当社は、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事案について、顧問弁護士に相談を実施し、必要な検討を行い、コンプライアンスの確保を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を1名選任し、さらに監査役3名全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要であると考えており、社外取締役1名の他に、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

第25期定時株主総会は、平成27年10月28日に開催いたしました。

その他

株主総会終了後に株主向けに製品展示等を行っております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシー

1.情報開示の基準

当社は、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有用な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

2.情報の開示方法

適時開示に関する規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しています。

TDnetにて公開した情報のホームページへの掲載に関しては、メディアへの発表後出来る限り速やかに掲載することにしています。

また、適時開示には当たらないその他の情報にしましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に開示するディスクロージャーポリシーの作成・公表方針です。

3.情報開示をお断りする場合

当社では、競争優位上あるいは守秘義務契約上、特定の情報に関するお問い合わせにお答え出来ない場合がありますのでご承知おきください。

4.将来の見通しに関する

当社では、東京証券取引所に提出する収益予想の他に、株主・投資家の皆様が自ら当社の業績予想を立てられるよう、当社の発行する書面やホームページに、現在の計画、見通しなどを提供する場合があります。

いずれの場合に於いても、歴史的事実でないものは、一定の前提のもとに作成した将来の見通しであり、現在入手可能な情報から得られた当社の予測であります。

これらの将来予測にはリスクや不確定な要素などの要因が含まれており、これら見通しとは異なる可能性がありますので、これら見通しのみに全面的に依拠することは控えていただけるようお願いいたします。

5.沈黙期間について

当社では、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。

この期間は、決算に関するコメント・質問への一切の回答を控えさせていただきますのでご了承ください。

ただし、沈黙期間中に判明した業績予想と既発表の業績予想の差異が適時開示に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、上記手続きにより業績予想修正として情報開示を行います。

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

年2回実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

開示すべき事象の発生の都度、迅速な開示に努めております。

IRに関する部署(担当者)の設置

管理本部にて担当しております。

その他

アナリスト・機関投資家向けの個別説明及びマスコミによる取材等を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社では企業理念に基づく行動規範を制定し、その中でステークホルダーの立場の尊重について謳っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社では、平成23年3月に発生した東日本大震災により被災された方々に向けた支援活動として、社員からの募金に加えて、その募金総額に相当する金額を、義援金として日本赤十字社を通じて被災地に寄付しております。また、このような活動を従前より継続的に行っており、今後も継続してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という)が共有すべき考え方やルールを表した「アルチザフィロソフィ」を制定し、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的としてこれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することによりその周知徹底を図る。

(2) コンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役及び使用人の法令及び定款に適合した職務執行の徹底を図るため、担当取締役を任命しその取り組みを統括させる。また、当該取締役は、管理本部と連携し取締役及び使用人に対する教育を行う。

(3) 当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議するため会議体を置き、必要に応じて社外からの参加者を招聘する。

(4) 内部監査室長は、担当取締役及び管理本部等と連携のうえ当社グループのコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。また、法令上疑義のある行為等について当社グループの取締役及び使用人が相談・通報するための体制を整備する。

(5) 当社グループは反社会的勢力との関わりを一切持たず、また、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨みこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書管理規程に従い、当社グループにおける取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理規程を制定し、当社グループとしてリスク管理に努めるとともに、統括責任者として担当取締役を任命し、管理本部と連携のうえ当社グループにおけるリスクを統括的に管理する。

(2) 内部監査室長は、当社グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において審議等を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催し、当社グループにおける重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則週1回開催し、当社グループの業務執行に関する事項に係る意思決定を機動的に行う。

(2) 当社グループにおける業績管理に関しては、年度毎に事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予実管理を行うほか、主要な経営情報については、週次で進捗管理を行う。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、取締役等の子会社への派遣、規程等に基づいた業務遂行のための子会社との日常的な情報の共有、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行い、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。

(2) 内部監査室は、子会社の担当取締役、管理本部と連携して、当社グループ全体の監査を行う。

6. 財務の適正性を確保するための体制

(1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(2) 当社の各部門及び当社の子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 必要に応じて、監査役の職務を補助するための使用者を置くこととし、その人事については、監査役会と事前協議するものとする。

(2) 当該使用者が、他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

8. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為について、監査役会に報告することとする。

(2) 内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役会に報告する。

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役会に報告する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換することとする。

(2) 内部監査室と監査役会は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。

(3) 当社グループの取締役及び使用者は、監査役またはその補助使用者から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは、速やかに対応する。

(4) 監査役は、当社グループの重要な会議体に出席する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関わりを一切持たず、また、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨みこれを拒絶する

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

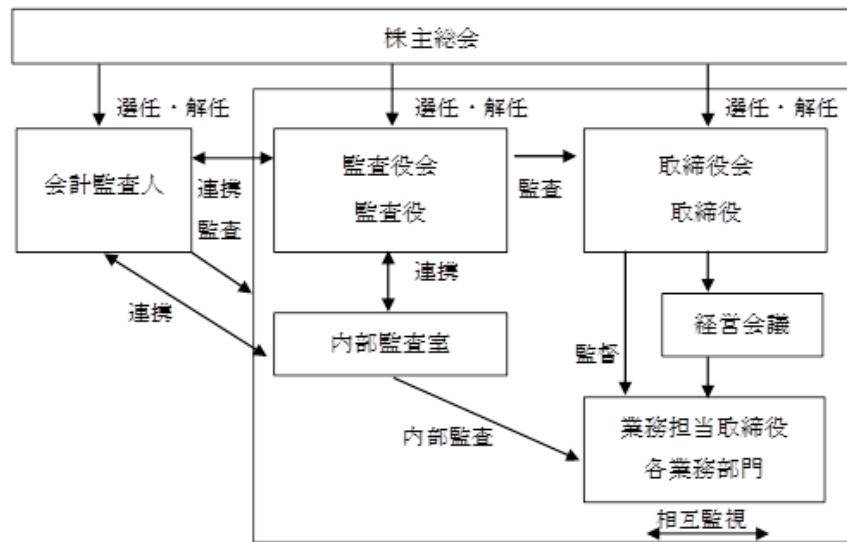
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制模式図



以上